

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和八年十月七日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称
----------------------	-------------------

取消年月日

塚原 華衣

塚原かいを育てる会

八、二、二六

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称
----------------------	-------------------

資金管理団体で
なくなった年月日

野元 弘幸

野元弘幸後援会

八、三、二〇